



# 改正SOLAS条約が7月1日発効

## 各社が条約対応の機器を豊富に用意

### 関係事業者は対応に追われる

「安全・安心輸送のために」特集の第2回は、トラックスケール、ロードメーター等を取り上げる。重大事故や道路インフラに重大な影響を与えている過積載や、横転事故の大きな原因となっている偏荷重を防止する有効な手段として、トラックスケールや軸重計、可搬式ロードメーターなどの計量機器を活用することが望まれる。また今夏7月1日から発効される改正「海上人命安全条約」(以下、SOLAS条約)にあわせて、計量機器メーカーからユーザーの状況に対応する対応機器(計量機)が豊富に用意されている。船舶輸送を利用する荷主や港湾事業の関係の事業者は、設備の準備などで改正SOLAS条約の対応に追われている。(公社)全日本トラック協会によると、事業用自動車における交通事故件数・死者数は、ここ数年、減少し、望ましい傾向にある。しかし、こうした事故が起きると、社会的影響の大きい重大事故に繋がりがやすい。

### 改正SOLAS条約とは

SOLAS条約は、従前より、国際海上輸出口テナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務づけていたが、総重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることをふまえ、総重量の確定方法が、今年7月1日より発効する改正SOLAS条約に定められた。SOLAS条約の改正により、コンテナ総重量を確定させる方法が明確化され、2016(平成28)年7月1日以降に国際輸送をするコンテナについては、条約において定められた方法を用いて得られたコンテナ総重量を船積み前に船長または代理人等に提供する必要がある。

国土交通省では、この改正条約を実施するため、船舶安全法関係省令「おおよび」危険物船舶運送及び貯蔵規則」を一部改正するとともに、「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」おおよび「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」を制定した。

1. 荷送人(船社が発行する船荷証券(B/L)に荷送人として記載される者)は、次のいずれかの方法で確定したコンテナ重量情報を船長等に提供しなければならない。
- ① 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法
- ② 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ

1. 荷送人(船社が発行する船荷証券(B/L)に荷送人として記載される者)は、次のいずれかの方法で確定したコンテナ重量情報を船長等に提供しなければならない。

への登録をする。現在、これらの業務をおこなっている関係事業者は、7月1日以降に船積みされる国際海上輸出口テナの総重量を確定するまでに、届出または登録に必要な書類を郵送または受付専用メールアドレス(solas\_contact@nhl.go.jp)あてに提出しなくてはならない。

同制度の概要おおよび関係省令・告示については同省ホームページで参照できる。

[http://www.nhl.go.jp/maritime/maritime\\_k8\\_000011.html](http://www.nhl.go.jp/maritime/maritime_k8_000011.html)

コンテナ総重量の確定方法

コンテナ総重量を確定させる方法は「総重量を計測」する方法と、「足し合わせて算出」する方法の2つがある。

改正SOLAS条約においては、コンテナ総重量を確定させる、船主またはコンテナヤード責任者に伝達する責任は荷送人であり、コンテナ総重量の確定は、梱包されたコンテナの「総重量を計測」する方法、またはコンテナに梱包される貨物品等およびコンテナの風袋重量の「足し合わせて算出」する方法のいずれかでおこなわれる(図1参照)。

また、荷送人自身が総重量を検証し確定させる(国土交通大臣への届出が必要)のほか、国土交通大臣に登録された第三者(登録確定事業者)に総重量の確定を依頼することもできる。

**使用する計量器**

以下のいずれかを満たす計量器が、コンテナ総重量を確定させる重量の計測に使用できる。

▽計量法に基づく特定計量器

①計量法施行令第2条第2号イ(1)②の非自動はかりであって、検定証印等があり、定期検査等を受け合格しているもの。

▽特定計量器以外の計量器であって、次の計量器

①計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計量器。

②計量器を管理する者が自ら定期的に点検・調整(次ページへつづく)

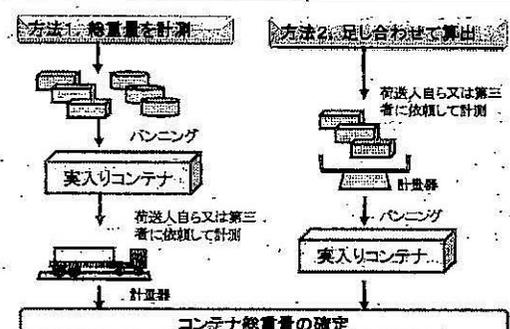


図1. コンテナ総重量の確定方法

コンテナ総重量を確定させる、船主またはコンテナヤード責任者に伝達する責任は荷送人であり、コンテナ総重量の確定は、梱包されたコンテナの「総重量を計測」する方法、またはコンテナに梱包される貨物品等およびコンテナの風袋重量の「足し合わせて算出」する方法のいずれかでおこなわれる(図1参照)。

また、荷送人自身が総重量を検証し確定させる(国土交通大臣への届出が必要)のほか、国土交通大臣に登録された第三者(登録確定事業者)に総重量の確定を依頼することもできる。

**使用する計量器**

以下のいずれかを満たす計量器が、コンテナ総重量を確定させる重量の計測に使用できる。

▽計量法に基づく特定計量器

①計量法施行令第2条第2号イ(1)②の非自動はかりであって、検定証印等があり、定期検査等を受け合格しているもの。

▽特定計量器以外の計量器であって、次の計量器

①計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計量器。

②計量器を管理する者が自ら定期的に点検・調整(次ページへつづく)

(前ページから)

し、器差が±5%の範囲内である計量器。

## コンテナ風袋重量の取扱い

コンテナ本体に国際規格または日本工業規格に基づき風袋重量が明確かつ容易に消滅しない方法で印字されている場合には、当該値を用いることができる。

## 重量の確定をおこなう者の届出・登録

コンテナ重量情報の確定をおこなう者は、7月1日以降に船積みされるコンテナの重量確定をおこなうまでに、国土交通省への届出または登録をおこない、業務手順書の備置等体制を整備。

▽荷送人自らがコンテナ重量確定をおこなう場合は「届出」。

▽荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量確定をおこなう場合は「登録」。

## ■コンテナ総重量確定業務手順書の記載事項

①計測・算出方法  
②計量器の性能の確保に関する事項

③コンテナ総重量を記載した船積み書類等に署名する者に関する事項

④確定したコンテナ総重量の船社またはコンテナヤード責任者への伝達に関する事項

⑤自ら計測しない貨物品等に関する事項

⑥計測・算出の記録の保管に関する事項

⑦計測等の依頼に関する事項

⑧上記①～⑦の点検方法

## 届出

届出事項

①名称および住所ならびに代表者の氏名および法人番号

②業務の種類および概要

③届出に係る担当部門の責任者の氏名および職名

④コンテナ総重量を確定させる業務をおこなう事業所の所在地および名称

⑤コンテナ総重量の確定方法の区分(方法1、方法2または両方)

## 登録

## 登録事項

①名称および住所ならびに代表者の氏名および法人番号

②コンテナ総重量を確定させる業務をおこなう事業所の所在地および名称

③登録に係る担当部門の責任者の氏名および職名

④コンテナ総重量の確定方法の区分

## 届出・登録の有効期間

登録の有効期間は3年。届出については有効期間を定めないが、少なくとも3年ごとに報告を求めらる。

## 重量確定者情報公開

届出荷送人および登録確定事業者の氏名または名称、届出および登録の年月日、届出および登録番号を国土交通省ホームページに公開する。

## 重量確定者への

## の監査

国土交通省は、必要に応じて届出荷送人および登録確定事業者の重量確定業務の実施状況について監査を実施する。

特集「安全・安心輸送のために」は、次号へ続きます。

